

平成30年度 第2期 工事監査実施計画

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の対象部署

建 築 部 公共建築第2課
東 区 役 所 建設課
秋葉区役所 建設課、産業振興課
西 区 役 所 建設課
監査実施工事の関係部署

第3 監査の実施期間

平成30年9月11日～平成31年3月下旬

第4 監査の実施体制

監査委員事務局の工事担当を建築・土木の2班体制で実施する。なお、監査内容によっては、適宜、人員の再配置を行う。

第5 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度に契約した工事を対象とする。ただし建築工事、電気設備工事及び機械設備工事は、竣工期限が平成30年度内の工事とする。なお、設計及び施工を依頼された工事も含む。

必要があると認める場合は、延長または過年度遡及する。

第6 監査の方法と主な実施手続

監査の範囲のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施する。

第7 監査の主な着眼点

- 1 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- 2 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- 3 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- 4 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- 5 工事請負契約は適正に行われているか。
- 6 関係機関との調整は適切に行われているか。
- 7 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- 8 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- 9 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。